

財政状況の公表



平成 30 年 11 月

宇 城 市

はじめに

地方自治法第243条の3第1項及び宇城市「財政状況」の作成及び公表に関する条例に基づき、宇城市の財政状況を公表します。

ここに公表します「財政状況」は、市民の皆様にも市の財政の実態や主要な施策などについてご理解を深めていただき、今後の市政の発展についてご協力を得るため、毎年5月と11月の年2回、定期的に公表しているものです。

今回の公表は、平成29年度決算の状況を中心に平成30年度上半期（4月1日から9月30日まで）における補正予算の状況及び予算の執行状況、市民の税負担の状況、市有財産の状況などについて、そのあらましをご説明します。

目次

I 平成29年度決算の概要

1 宇城市の会計	1
2 普通会計の決算	
(1) 決算収支	2
(2) 歳入	3
(3) 歳出	5
(4) 基金と市債の状況	9
(5) 財政構造の弾力性	10
3 特別会計等の決算	
(1) 特別会計	11
(2) 公営企業会計	12
4 健全化判断比率及び資金不足比率	13
(1) 健全化判断比率	14
(2) 資金不足比率	15
5 宇城家の家計簿《決算編》	16

II 平成30年度上半期の補正予算の状況

1 一般会計及び特別会計の状況	17
2 企業会計の状況	18

III 平成 30 年度上半期の予算執行の状況	
1 一般会計の状況	
(1) 歳入	19
(2) 歳出	20
(3) 歳出（繰越明許費・通次繰越・事故繰越）	20
2 特別会計等の状況	
(1) 特別会計	21
(2) 企業会計	21
IV 市民の税負担の状況	22
V 市債及び一時借入金の状況	
1 市債の状況	23
2 一時借入金の状況	24
VI 市有財産の状況	
1 土地及び建物	25
2 動産	25
3 有価証券	26
4 出資による権利	26
5 債権	26
6 基金	26
VII 資料編（平成 29 年度決算に基づく県内市町村の財政指標：速報値）	
1 財政力指数、経常収支比率及び健全化判断比率	27
2 基金及び地方債残高	28
VIII 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途について	29
IX 財公用語の解説	30

(注)・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は、合計と合致しないことがあります。

・数値は速報値を用いているところもあり、精査のうえ変更することがあります。

I 平成 29 年度決算の概要

宇城市では、市民の暮らしを支えるために道路の整備や小中学校の管理、福祉や保育サービスなど、様々な事務事業（仕事）を行っています。この仕事をするにあたって、会計年度でいくら収入があって、いくら支出したのかを表すものが「決算」です。

ここでは、平成29年度の宇城市の決算について説明しています。

1 宇城市の会計

◆ 宇城市のお金を **3つの財布（会計）** に振り分けています。

宇城市では、行政サービスや各種事業における収支のお金を「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」の3つの会計（財布）に振り分けて管理しています。このように仕事の目的・性質によってお金の管理を分けることにより、その収支を明確にしています。

しかし、地域の特性や施策の違いなどにより、特別会計などは自治体ごとに少しずつ違った分け方をしている場合があります。単純に会計同士を比較しても、同じ基準での比較はできません。

そこで、全国の自治体と同じ基準で財政状況を比較できるように国が会計のルールを統一したものが、「普通会計」です。毎年、この普通会計について総務省が都道府県を通じて全国的に行っているものが、地方財政状況調査（決算統計）と言い、その数値を用いて決算状況を説明します。

ここを使って、他の自治体と比較します。

○宇城市の会計範囲

予 算		決 算	
一 般 会 計	<p>教育や福祉、公共施設の整備など市民の皆様身近なものに使われる経費を計上したもので、市の会計の中心をなすものです。</p> <p>主な財源は、市税や地方交付税によって賄われます。</p>	【普通会計】	
特 別 会 計	<p>国民健康保険制度のように必要とする経費を加入者がその目的に応じた税金や保険料などで賄う事業をまとめて、特別会計としています。</p>		
		公営企業会計	法非適用
			法適用
企 業 会 計	<p>民間企業のようにその事業で収益をあげて、経費を賄っている会計です。</p>	公営企業会計	
		法適用	
		法適用	

2 普通会計の決算

(1) 決算収支

◆ 歳入 **399 億 4,573 万円**、歳出 **376 億 3,129 万円** でした。

前年度と比較すると歳入で約 43.2 億円、歳出で約 47.4 億円増加しました。

主な要因は、前年度に引き続き平成 28 年熊本地震関連経費に係る歳出の増大で、平成 29 年度は前年度から繰越した事業も合わせて約 95 億円を支出しています。一方、歳入ではその財源としての国県支出金及び市債が大幅に増加したことが影響しています。

◆ 実質収支（実質的な差引額）は、**17 億 2,630 万円の黒字** でした。

歳入から歳出を単純に差し引く形式収支は、約 23 億 1,444 万円の黒字となりますが、平成 29 年度予算をやむを得ず翌年度に繰り越して使う財源（予算）が約 5 億 8,813 万円あり、この財源を形式収支から差し引いた実質的な差引額が、約 17 億 2,630 万円となりました。

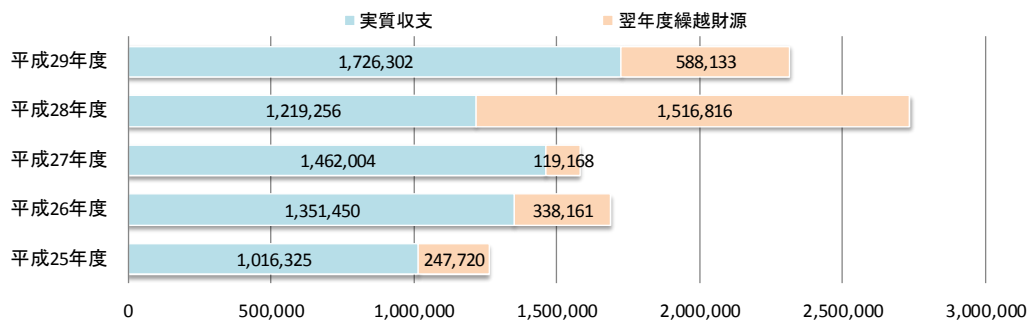
○決算収支の推移

（単位：千円、％）

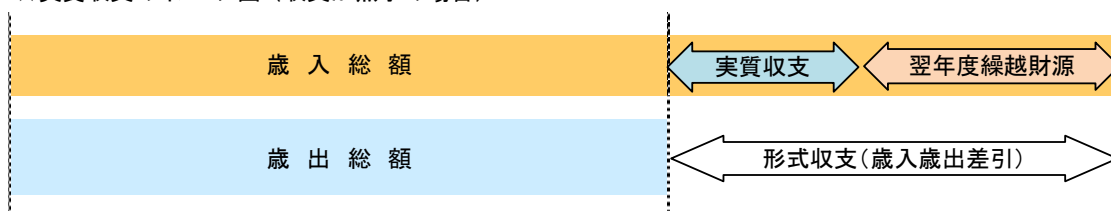
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	比較(対前年度)	
						増減	伸率
歳入総額 (A)	29,521,690	32,664,735	30,170,893	35,629,176	39,945,729	4,316,553	12.1
歳出総額 (B)	28,257,645	30,975,124	28,589,721	32,893,104	37,631,294	4,738,190	14.4
形式収支 (A)-(B) (C)	1,264,045	1,689,611	1,581,172	2,736,072	2,314,435	△ 421,637	△ 15.4
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	247,720	338,161	119,168	1,516,816	588,133	△ 928,683	△ 61.2
実質収支 (C)-(D) (E)	1,016,325	1,351,450	1,462,004	1,219,256	1,726,302	507,046	41.6
単年度収支 本年度(E)-前年度(E) (F)	28,971	335,125	110,554	△ 242,748	507,046	749,794	308.9
積立金 (G)	1,028,146	64,457	708,767	20,780	17,604	△ 3,176	△ 15.3
繰上償還金 (H)	0	0	0	0	0	0	—
積立金取崩額 (I)	0	911,519	0	1,600,000	0	△ 1,600,000	—
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)	1,057,117	△ 511,937	819,321	△ 1,821,968	524,650	2,346,618	128.8

○決算収支の推移のグラフ

（単位：千円）



☆実質収支のイメージ図（収支が黒字の場合）



(2) 歳入

歳入は、「一般財源と特定財源」、「自主財源と依存財源」の二つの分類に分けることができます。

① 一般財源と特定財源

○ 一般財源・・・資金の用途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるものです。

(例) 市税や地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金など

○ 特定財源・・・道路整備事業等の国や県からの補助金など、用途が特定されているものです。

(例) 国・県支出金や市債、繰入金など

※一般財源の割合が高いほど柔軟な財政運営が可能になり、様々な行政需要に円滑な対応ができます。

◆ 自由に使えるお金（一般財源）は、**3億7,200万円** 減少しました。

減少した要因は、平成28年熊本地震による減免期限が終了したことで市税は約1.7億円の増収となったものの、合併算定替の縮減等の影響により地方交付税が約6.4億円の減収となったためです。

一般財源の確保は、市独自の事業や市民の様々な行政ニーズに対応できることにつながるため、今後も市税等の徴収強化などを図り、一般財源の確保に努める必要があります。

○歳入の状況

(単位:千円、%)

	平成28年度		平成29年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(B)-(A)(C)	(C)/(A)
1 市 税	5,660,070	15.9	5,831,751	14.6	171,681	3.0
2 地 方 譲 与 税	301,303	0.8	300,457	0.8	△ 846	△ 0.3
3 利 子 割 交 付 金	5,022	0.0	9,224	0.0	4,202	83.7
4 配 当 割 交 付 金	11,605	0.0	12,872	0.0	1,267	10.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,463	0.0	18,512	0.0	10,049	118.7
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,028,403	2.9	1,074,384	2.7	45,981	4.5
7 ゴルフ場利用税交付金	34,921	0.1	39,875	0.1	4,954	14.2
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,835	0.1	73,259	0.2	22,424	44.1
9 地 方 特 例 交 付 金	23,060	0.1	27,411	0.1	4,351	18.9
10 地 方 交 付 税	11,058,376	31.0	10,422,310	26.1	△ 636,066	△ 5.8
(一 般 財 源 計)	18,182,058	51.0	17,810,055	44.6	△ 372,003	△ 2.0
11 交通安全対策特別交付金	7,916	0.0	7,703	0.0	△ 213	△ 2.7
12 分 担 金 及 び 負 担 金	277,145	0.8	303,584	0.8	26,439	9.5
13 使 用 料 及 び 手 数 料	325,843	0.9	311,978	0.8	△ 13,865	△ 4.3
14 国 庫 支 出 金	6,133,587	17.2	7,851,408	19.7	1,717,821	28.0
15 県 支 出 金	3,372,658	9.5	4,644,224	11.6	1,271,566	37.7
16 財 産 収 入	47,524	0.1	44,166	0.1	△ 3,358	△ 7.1
17 寄 附 金	149,135	0.4	322,997	0.8	173,862	116.6
18 繰 入 金	1,897,502	5.3	282,891	0.7	△ 1,614,611	△ 85.1
19 繰 越 金	851,172	2.4	2,131,072	5.3	1,279,900	150.4
20 諸 収 入	303,436	0.9	542,451	1.4	239,015	78.8
21 市 債	4,081,200	11.5	5,693,200	14.3	1,612,000	39.5
歳 入 合 計	35,629,176	100.0	39,945,729	100.0	4,316,553	12.1

② 自主財源と依存財源

○ 自主財源・・・市の権限で自主的に収入することができるものです。

(例) 市税や施設等の使用料、証明書発行等の手数料、事業を行う場合の分担金など

○ 依存財源・・・国や県を通じて一定の基準により交付されたりする収入のことです。

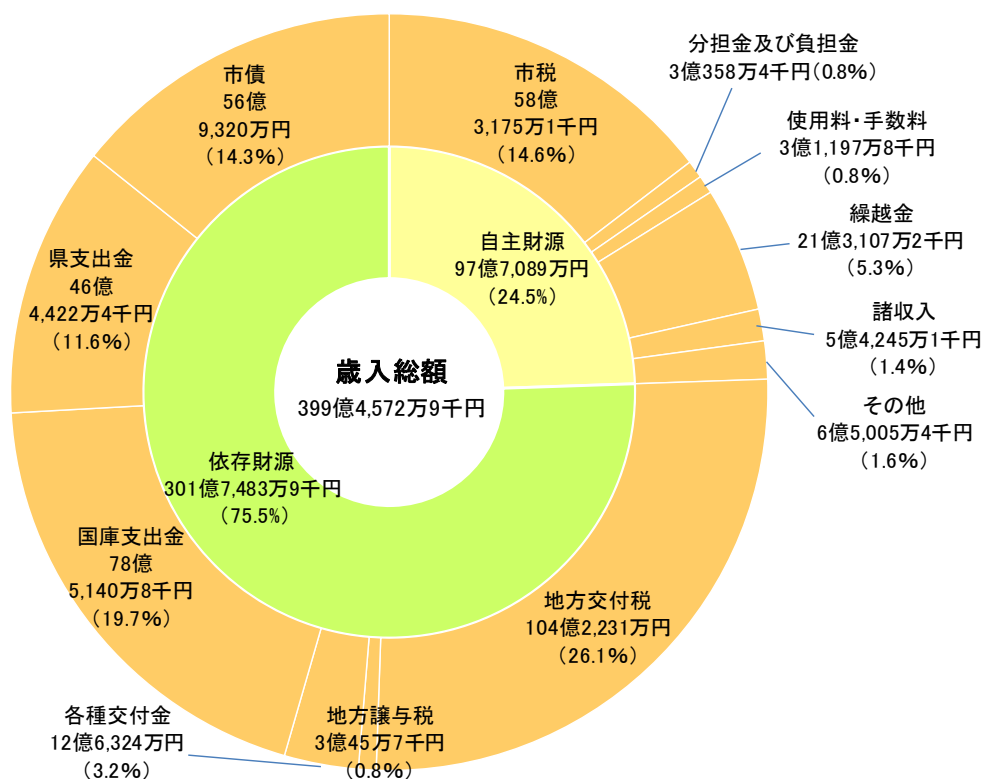
(例) 地方交付税、国や県からの補助金、市債など

◆ 歳入の多くは、国や県に依存しています。

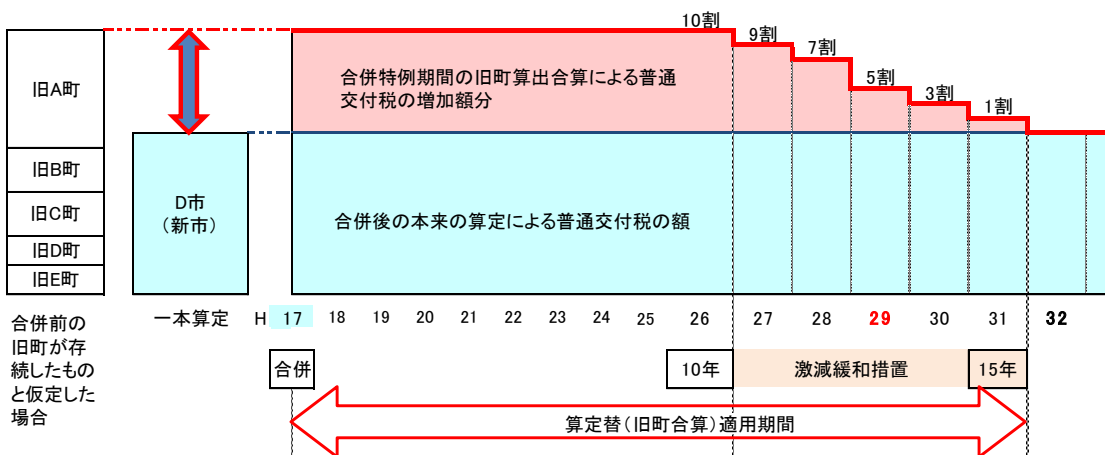
歳入のうち依存財源が7割以上を占めており、国や県の施策の影響を受けやすい財政構造といえます。この依存財源の1/3以上を占める地方交付税は、平成27年度から平成31年度にかけて段階的に減収(※)となりますので、今後の財政運営は厳しい状況になると見込んでいます。

○ 決算収支の推移

(単位:千円、%)



※ 地方交付税のうち普通交付税の合併特例期間終了に伴う一本算定のイメージ図



※実際は、国勢調査人口や算出単価等の増減の影響で、交付税額は一定ではありません。
 ※普通交付税の激減緩和措置の減収影響を単純にイメージ図として表したものです。

(3) 歳出

歳出は、その用途から「目的別」と「性質別」に分けることができます。

○ 目的別経費・・・「どのような目的に使うか」という分類です。

(例) 学校など教育関係に使用する経費は教育費、社会保障費などの福祉関係に使用する経費は民生費、道路整備や市営住宅の管理などは土木費など

○ 性質別経費・・・「どういった性質の経費なのか」という分類です。

(例) 職員の給与などは人件費、物品やコピー用紙などの購入費は物件費など

① 目的別経費

◆ 目的別経費で見ると・・・**民生費が全体の 28.1%** を占めています。

構成割合では、福祉や保育などからなる民生費が全体の 28.1%と前年度に引き続き最も多く、次に災害廃棄物処理や損壊家屋解体経費により前年度から大幅に増加した衛生費が 19.6%を占めています。主な項目の決算額および増減理由は以下のとおりです。

・ 民生費・・・105億8,640万円(4億2,804万円減、3.9%減)

福祉や保育などにかかる民生費は、児童福祉や障害福祉の充実に伴い増加傾向にあり、今後も高齢化等を要因として増加すると見込んでいます。平成29年度は、熊本地震に伴う災害救助費や被災住宅等復旧支援費が前年度から大幅に減少したことで、約4.3億円の減少となりました。

(主な増減理由) 低所得高齢者向け臨時福祉給付金の減(2億2,545万円減)、被災者住宅応急修理支援費の減(1億6,282万円減)、被災住宅等再建支援事業費(宇城市復興券事業)の減(1億5,600万円減)など

・ 衛生費・・・73億9,150万円(29億7,517万円増、67.4%増)

健康増進や清掃などにかかる衛生費は、熊本地震に伴う災害廃棄物処理経費や損壊家屋解体経費により前年度から大幅な増加となりました。

(主な増減理由) 災害廃棄物処理業務委託料の増(9億8,336万円増)、損壊家屋解体撤去業務委託料の増(20億9,627万円増)など

・ 公債費・・・40億4,722万円(1億1,816万円減、2.8%減)

道路や小中学校など公共施設の建設や改良工事をする際は、国の有利な財政的な支援がある合併特例事業債などの借金を発行して世代間負担の公平性を保っています。その返済に要する元金と利子の支払いが公債費となります。

(主な増減理由) 元金償還金の減(6,968万円減)、利子償還金の減(4,848万円減)など

・ 総務費・・・38億4,478万円(6億7,105万円増、21.1%増)

行政全般の事務や管理経費などにかかる総務費は、熊本地震からの早期の復興や被災者へのきめ細かな支援を目的として、県補助金を原資に平成28年熊本地震復興基金の積み立てを行ったことで約6.7億円増加しました。

(主な増減理由) 平成28年熊本地震復興基金積立金の増(5億3,950万円増)など

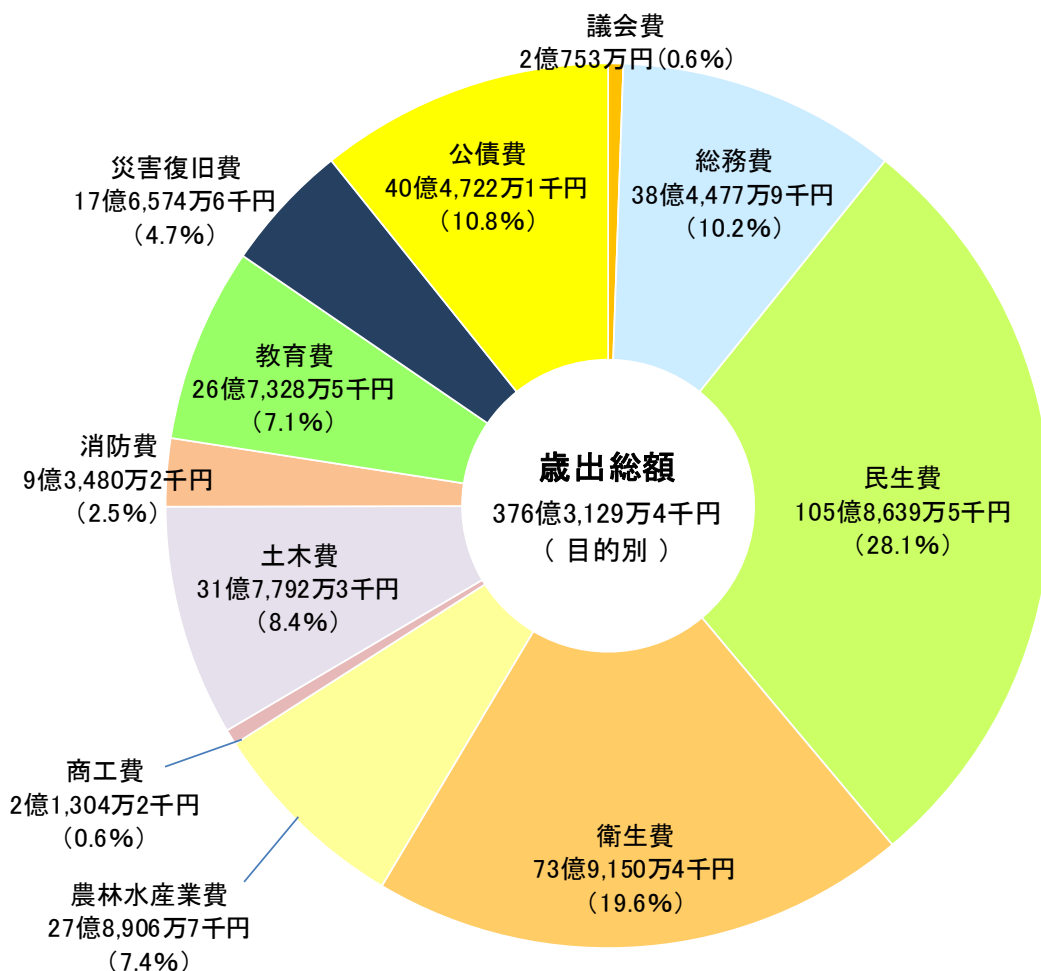
○歳出の状況(目的別)

(単位:千円、%)

	平成28年度		平成29年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(B)-(A)(C)	(C)/(A)
1 議会費	209,678	0.6	207,530	0.6	△ 2,148	△ 1.0
2 総務費	3,173,727	9.7	3,844,779	10.2	671,052	21.1
3 民生費	11,014,438	33.5	10,586,395	28.1	△ 428,043	△ 3.9
4 衛生費	4,416,330	13.4	7,391,504	19.6	2,975,174	67.4
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	1,868,974	5.7	2,789,067	7.4	920,093	49.2
7 商工費	227,940	0.7	213,042	0.6	△ 14,898	△ 6.5
8 土木費	2,830,737	8.6	3,177,923	8.4	347,186	12.3
9 消防費	1,079,106	3.3	934,802	2.5	△ 144,304	△ 13.4
10 教育費	2,054,501	6.2	2,673,285	7.1	618,784	30.1
11 災害復旧費	1,852,297	5.6	1,765,746	4.7	△ 86,551	△ 4.7
12 公債費	4,165,376	12.7	4,047,221	10.8	△ 118,155	△ 2.8
歳出合計(目的別)	32,893,104	100.0	37,631,294	100.0	4,738,190	14.4

○歳出(目的別)円グラフ

(単位:千円、%)



② 性質別経費

◆ 義務的経費が**全体の39.9%**を占めています。

人件費・扶助費・公債費で構成される義務的経費は前年度から2億3,048万円(1.5%)減少し、150億553万円となり、全体の39.9%を占めています。

このような義務的経費は、支出が義務付けられ、任意に削減できないことから、この割合が多くなるほど財政の硬直化(自由に使えるお金が少なくなること)が進んでいるといえます。

義務的経費とは、次の3つの経費のことをいいます。

人件費・・・ 職員の給料や退職金、各種委員、非常勤職員等の報酬など

扶助費・・・ 保育園などの児童支援、生活困窮者や高齢者、障害者支援に要する経費など

公債費・・・ 市債(借金)の返済に要する経費

主な項目の決算額および増減理由は以下のとおりです。

・人件費・・・ 44億1,395万円(2億1,002万円減、4.5%減)

(主な増減理由) 職員数の減少(2人減)や非常勤職員報酬の減など

・扶助費・・・ 65億4,437万円(9,770万円増、1.5%増)

(主な増減理由) 認定こども園施設型給付費負担金の増(2億759万円増)など

・公債費・・・ 40億4,722万円(1億1,816万円減、2.8%減)

(主な増減理由) 市債元金償還金の減(6,968万円減)、市債利子の減(4,848万円減)など

◆ 投資的経費は、**全体の14.0%**を占めています。

投資的経費とは、道路の整備や学校などの建設や改修、災害の復旧事業などにかかる経費です。

・普通建設事業費・・・ 35億105万円(8億6,589万円増、32.9%増)

(主な増減理由) 道路新設改良工事費の増(3億8,365万円増)、小中学校空調設備設置工事費の増(2億9,734万円の増)、小中学校プール改築工事費の増(1億7,426千円増)など

◆ その他の経費(義務的経費や投資的経費を除く経費)の決算状況。

・物件費・・・ 73億4,298万円(28億6,018万円増、63.8%増)

(主な増減理由) 損壊家屋解体撤去業務委託料の増(20億9,627万円増)、災害廃棄物処理業務委託料の増(9億8,336万円増)など

・補助費等・・・ 58億6,613万円(7億7,114万円増、15.1%増)

(主な増減理由) 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の増(7億2,429万円増)、被災宅地復旧支援事業補助金(1億2,112万円増)など

・繰出金・・・ 27億4,296万円(4,859万円減、1.7%減)

(主な増減理由) 簡易水道高料金対策繰出金の減(2,838万円減)、熊本県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の減(2,259万円減)など

・積立金・・・ 7億5,137万円(5億6,804万円増、309.9%増)

(主な増減理由) 平成28年熊本地震復興基金積立金(5億3,950万円増)など

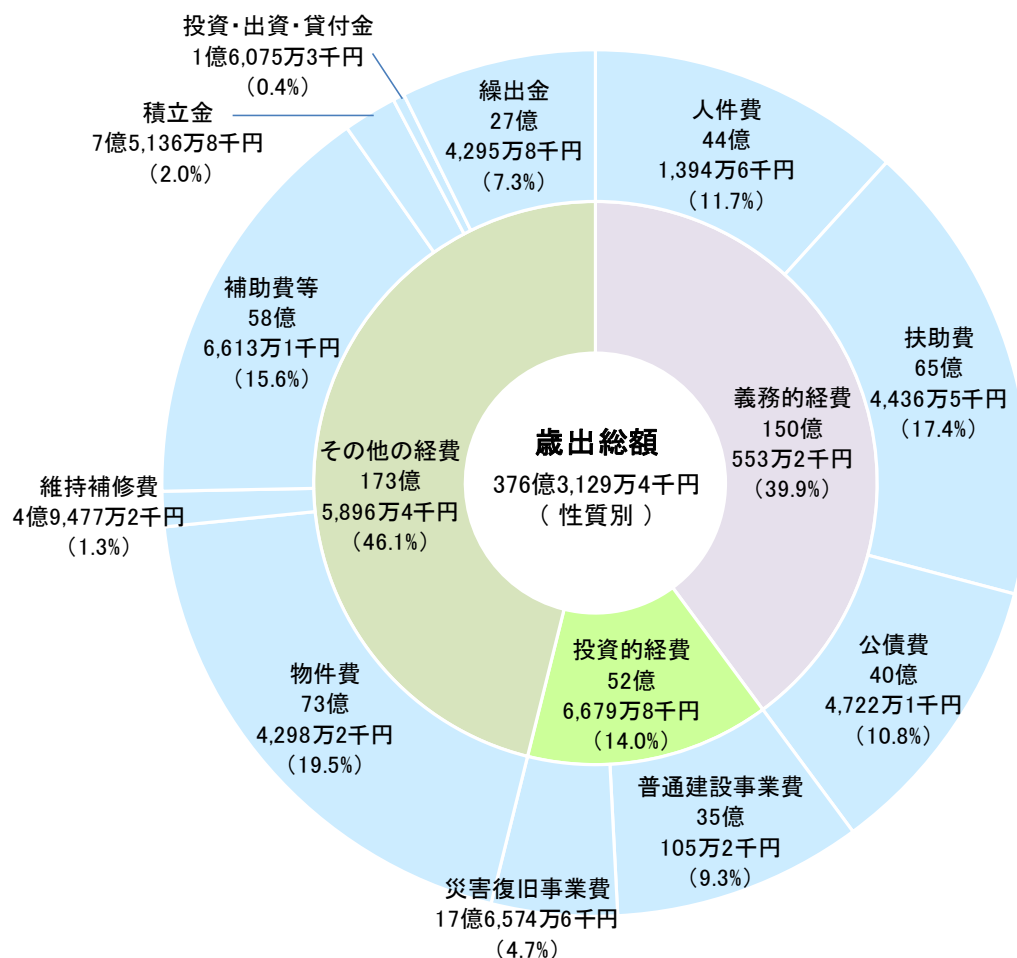
○歳出の状況(性質別)

(単位:千円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(B)-(A) (C)	(C)/(A)
1 義 務 的 経 費	15,236,007	46.3	15,005,532	39.9	△ 230,475	△ 1.5
(1) 人 件 費	4,623,969	14.0	4,413,946	11.7	△ 210,023	△ 4.5
(2) 扶 助 費	6,446,662	19.6	6,544,365	17.4	97,703	1.5
(3) 公 債 費	4,165,376	12.7	4,047,221	10.8	△ 118,155	△ 2.8
2 投 資 的 経 費	4,487,462	13.6	5,266,798	14.0	779,336	17.4
(1) 普通建設事業費	2,635,165	8.0	3,501,052	9.3	865,887	32.9
(2) 災害復旧事業費	1,852,297	5.6	1,765,746	4.7	△ 86,551	△ 4.7
3 物 件 費	4,482,799	13.6	7,342,982	19.5	2,860,183	63.8
4 維 持 補 修 費	445,215	1.4	494,772	1.3	49,557	11.1
5 補 助 費 等	5,094,989	15.5	5,866,131	15.6	771,142	15.1
6 積 立 金	183,324	0.6	751,368	2.0	568,044	309.9
7 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	171,762	0.5	160,753	0.4	△ 11,009	△ 6.4
8 繰 出 金	2,791,546	8.5	2,742,958	7.3	△ 48,588	△ 1.7
歳出合計(性質別)	32,893,104	100.0	37,631,294	100.0	4,738,190	14.4

○歳出(性質別)円グラフ

(単位:千円、%)



(4) 基金と市債の状況

◆ 預貯金（基金）が11億3,743万円増加し、**132億6,651万円**になりました。

普通会計の預貯金に相当する基金には、年度間の財源の不均衡の調整や災害等の緊急時に対応するための財政調整基金や市債の償還に必要な財源を確保し債務の軽減を図ることを目的とした減債基金、その他に教育や文化振興など、特定の目的のために積み立てられる特定目的基金があります。

財政調整基金は、合併後減少傾向にありましたが、将来の財政運営を考慮し、財政健全化の取り組みを着実にを行うことで、平成27年度まで毎年度10億円前後の積み立てを継続して行ってきました。

平成28年度は、熊本地震に対応するため財政調整基金から16億円を取崩したことで年度末残高が減少しましたが、平成29年度は、前年度の歳計剰余金による積み立てや早期の復興と被災者のきめ細かな支援を目的として平成28年熊本地震復興基金を創設し、県補助金を財源として5億3,950万円の積み立てを行ったことで増加に転じています。

◆ 借金（市債）は、19億231万円増加し、**338億9,541万円**になりました。

一般家庭の借金に相当する市債は、道路整備や公共施設建設など、一時的に多額の資金が必要になる場合などに発行します。また、施設などは将来的に長期間利用するため、市民の負担を均衡化させる目的があります。市債残高は、平成26年度は合併市町村振興基金の財源としたことにより一時的に増加したものの、通常の市債残高は、平成23年度からは減少してきました。

しかし、平成28年度以降は、熊本地震からの復旧・復興のため災害復旧事業債を始め多額の地方債を発行しており、平成30年度以降も復旧・復興事業や公共施設の老朽化に伴う更新事業等にも対応する必要があるため、起債事業については財政状況を悪化させないように計画的に行っていく必要があります。

○市債及び基金の年度末残高の推移

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 債	31,426,663	33,371,812	31,772,467	31,993,099	33,895,411
基 金	8,472,052	11,820,774	13,041,461	12,129,077	13,266,511
財 政 調 整 基 金	6,840,218	6,501,155	7,883,922	7,034,702	7,657,306
減 債 基 金	571,494	1,516,302	1,307,263	1,099,145	890,727
そ の 他 特 定 目 的 基 金	1,060,340	3,803,317	3,850,276	3,995,230	4,718,478
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 基 金	43,331	43,686	44,268	44,850	45,432
社 会 福 祉 振 興 基 金	278,867	281,036	284,088	287,143	290,109
ア グ リ パ ー ク 豊 野 整 備 基 金	3,979	3,980	3,981	3,982	3,249
農 林 水 産 物 直 売 交 流 施 設 整 備 基 金	19,214	24,034	33,059	43,092	44,621
奨 学 基 金	12,728	5,259	10,742	18,466	32,850
地 域 振 興 基 金	137,141	3,445,322	3,474,138	3,597,697	3,762,714
地 域 の 元 気 臨 時 交 付 金 基 金	565,080	0			
平 成 2 8 年 熊 本 地 震 復 興 基 金					539,503

※総務省の地方財政状況調査で報告した数値を用いていますので、歳入歳出決算書における財産に関する調書の市債及び基金残高の数値と異なることがあります。

(参考)財政調整基金の積立て及び取崩しの状況

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年 度 末 残 高	6,840,218	6,501,155	7,883,922	7,034,702	7,657,306
積 立 額	1,522,147	572,456	1,382,767	750,780	622,604
取 崩 額	0	911,519	0	1,600,000	0

(5) 財政構造の弾力性

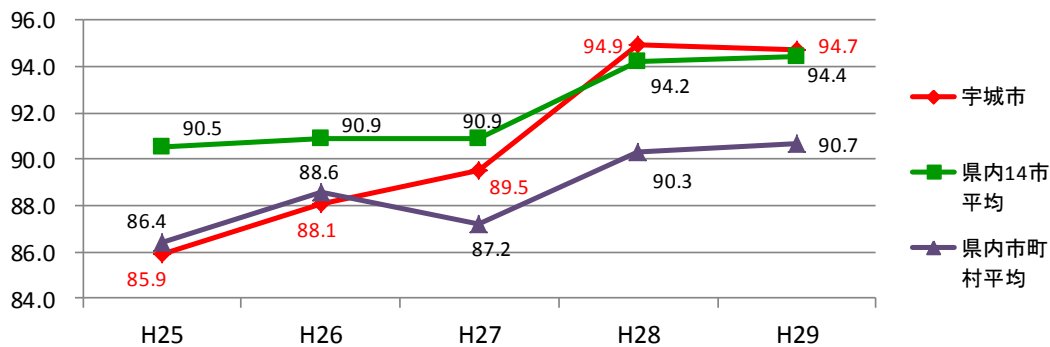
◆ 経常収支比率は、若干改善しましたが県内14市平均を上回っています。

市税・地方交付税などの経常的にかつ自由に使えるお金（一般財源）を人件費・扶助費・公債費など経常的に支出しなければならない経費にどれくらい充てているかを表す比率です。この比率が低くければ低いほど、他の経費に回す財源に余裕があることになり、良好な財政状況であるといえます。平成29年度が0.2%改善した主な要因は、普通交付税の段階的縮減などにより経常一般財源が5,949万円減少したものの、市債の元利償還金が前年度より1億1,816万円減少するなど経常的に支出する経費も減少したためです。

○経常収支比率の推移

(単位:%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宇城市	85.9	88.1	89.5	94.9	94.7
県内14市平均	90.5	90.9	90.9	94.2	94.4
県内市町村平均	86.4	88.6	87.2	90.3	90.7

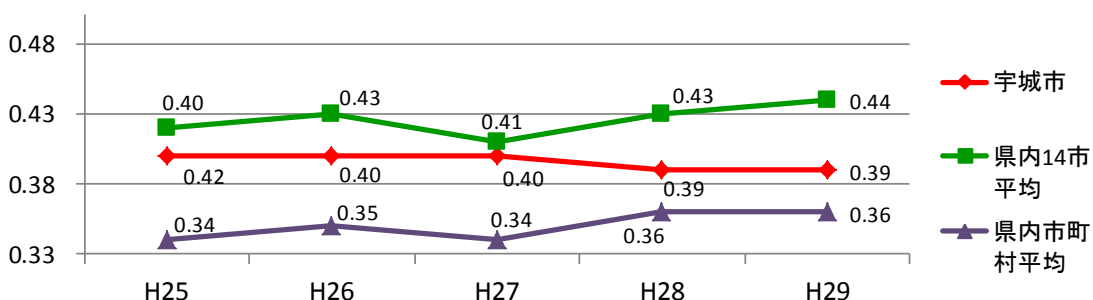


◆ 財政力指数は、ここ数年ほぼ横ばいです。

標準的な行政を行う場合に必要とされる経費（基準財政需要額）における標準的な状態で徴収が見込まれる市税等の収入（基準財政収入額）の割合になります。この基準財政需要額が基準財政収入額を上回ると、その不足分が普通交付税で措置されます。一般的に税率等が増えると値が大きくなり、1.00を超えると普通交付税の不交付団体になります。

○財政力指数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宇城市	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39
県内14市平均	0.42	0.43	0.41	0.43	0.44
県内市町村平均	0.34	0.35	0.34	0.36	0.36



3 特別会計等の決算

(1) 特別会計

◆ 平成 29 年度の決算は、**全ての特別会計で黒字**となりました。

普通会計に含まれる奨学金特別会計を除き、法非適用企業会計である簡易水道事業特別会計を加えた範囲の特別会計では、全ての会計で歳入より歳出が下回り、黒字となりました。

なお、平成 29 年度は、簡易水道事業会計において、赤字補てんの財源として、一般会計からの繰り出し（基準外繰出）を 5,723 万円行っていますが、その他の会計においては、赤字補てんを行わず運営ができています。

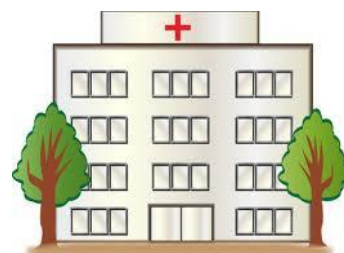
○特別会計の決算状況

(単位:千円)

会 計 名	歳 入	歳 出	形式収支 (歳入歳出差引)	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
1 国民健康保険	10,122,032	9,573,922	548,110	0	548,110
2 後期高齢者医療	716,722	712,975	3,747	0	3,747
3 介護保険	6,934,716	6,660,859	273,857	0	273,857
4 簡易水道事業	209,128	200,943	8,185	0	8,185
特別会計合計	17,982,598	17,148,699	833,899	0	833,899

※総務省の地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査(簡易水道事業のみ)で報告した数値を用いていますので、歳入歳出決算書における数値と異なります。

- ・国民健康保険・・・宇城市を保険者とする国民健康保険の保険税の収納や医療費の給付などの運営にかかる収支を経理しています。
- ・後期高齢者医療・・・高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、熊本県後期高齢者医療広域連合に代わり保険料を徴収し、広域連合への納付などにかかる収支を経理しています。
- ・介護保険・・・・・・宇城市を保険者とする介護保険の保険料の収納や介護費の給付などの運営にかかる収支を経理しています。
- ・簡易水道事業・・・簡易水道（不知火町、豊野町への給水）の運営にかかる収支を経理しています。



(2) 公営企業会計

◆ 3事業とも収支不足分を留保資金などで補てんしています。

資本的収支は3事業とも支出に対して収入が不足していますが、過年度分の損益勘定留保資金などの補てん財源で収支の不足をまかなっています。

○企業会計の決算状況

(単位:千円)

会計名		総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	未処分利益剰余金	補てん財源	剰余金
1 水道事業会計	収益勘定	1,040,270	963,574	76,696	50,081	0		126,777
	資本勘定	195,870	578,356	△ 382,486			382,486	0
2 下水道事業会計	収益勘定	1,373,861	1,403,562	△ 29,701	183,400	0		153,699
	資本勘定	373,051	850,980	△ 477,929			477,929	0
3 市民病院事業会計	収益勘定	512,959	488,702	24,257	△ 69,358	0		△ 45,101
	資本勘定	39,817	44,550	△ 4,733			4,733	0
企業会計合計	収益勘定	2,927,090	2,855,838	71,252	164,123	0		235,375
	資本勘定	608,738	1,473,886	△ 865,148			865,148	0

※総務省の地方公営企業決算状況調査で報告した数値を用いていますので、歳入歳出決算書における数値と異なります。

◆ 水道、下水道及び市民病院は地方公営企業です。

本市の水道事業、下水道事業、市民病院事業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し経営する地方公営企業です。

普通会計などの一般行政事務や行政サービスは、市税等によって賄われるのに対し、公営企業は提供するサービスの料金収入（上下水道使用料、医療費など）によって経営を行うこととされています。

公営企業3事業の会計方式は、企業会計方式を採用していますので、決算の詳細は貸借対照表や損益計算書などから分析することが適当ですが、ここでは、収益勘定と資本勘定の決算状況の一部を掲載しています。

◆ 企業事業に係る累積欠損金（前年度繰越利益剰余金）について

水道事業や下水道事業などは、初期投資が巨額で単年度の収支が合わないことが多いため、収益勘定（営業活動）で赤字（欠損）が生じてしまい、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で埋め合わせできなかった場合は、欠損金を抱えることとなります。毎年度の欠損金の蓄積が累積欠損金ですが、水道事業や下水道事業などの重要なライフラインは、経営が悪化したからといって行政サービスをやめることはできませんので、一般会計から企業会計の経営を成り立たせるため、不足分を市税等によって一時的に赤字分を補てんすることとなります。

最近の動向としては、住民の生活改善や福利増進に資してきた企業会計も、普通会計と同様に近年は少子高齢化など人口動態の変化、財政制約といった外部要因、そして経済成長期に整備した施設の老朽化や従事者の高齢化といった内部要因などから経営環境がさらに厳しい方向へと変化していますので、今後の経営計画に十分留意していく必要があります。

4 健全化判断比率及び資金不足比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体において健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

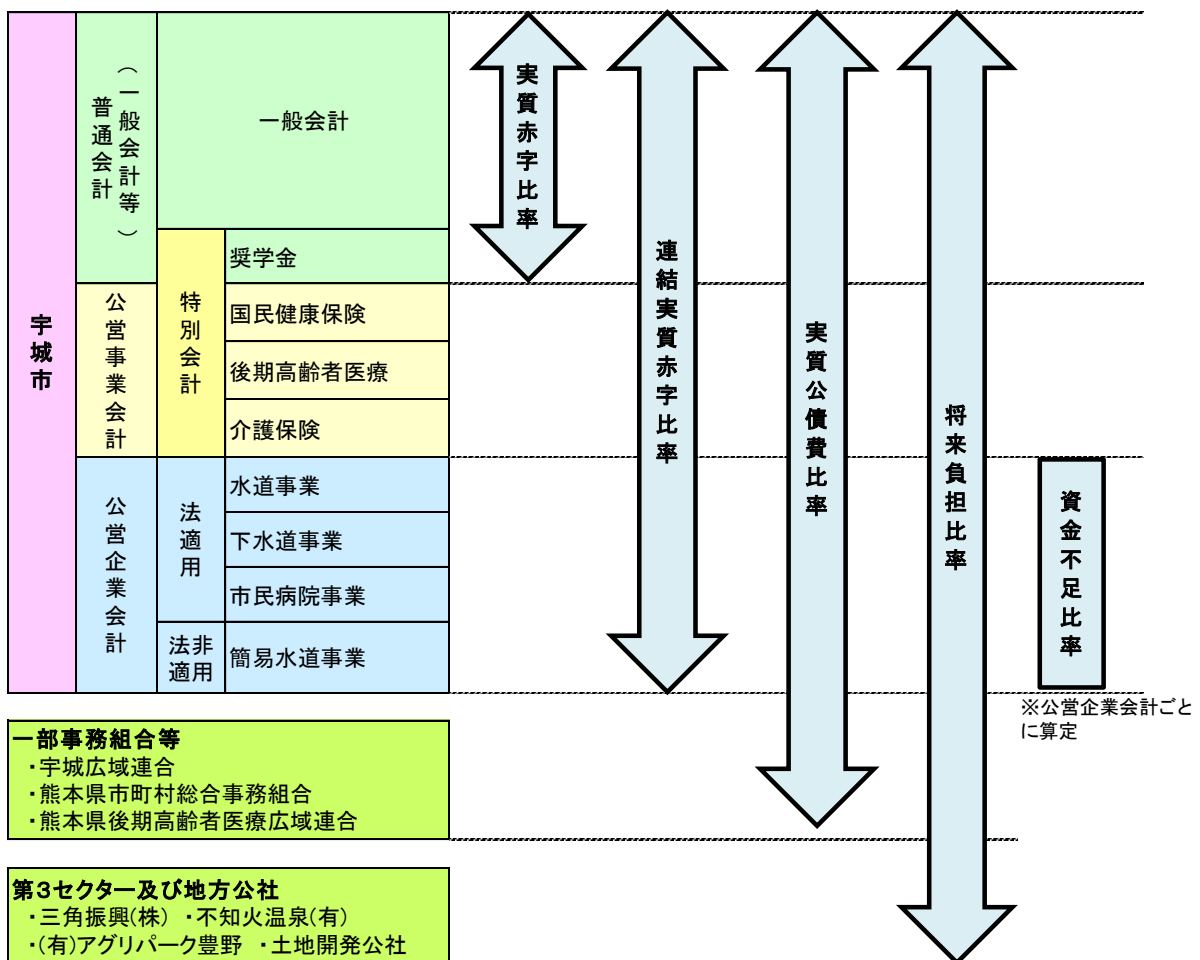
これは、夕張市の財政破綻に代表されるように地方公共団体の財政状況が悪化しているため、従来の一般会計等を対象とする指標に加え、特別会計や公営企業会計、第三セクター等も対象にした新たな指標を算定し、財政状況の的確な把握、早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の財政悪化を未然に防ごうとするものです。

◆ **健全化判断比率は、4つの指標** で表します。

健全化判断比率の指標には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

この指標のいずれかが早期健全化基準を超えると早期健全化計画を策定し自主的な改善努力により健全化を図らなければならないが、また、財政再生基準を超えると財政再生計画を策定し国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

○宇城市における健全化判断比率等の対象範囲



(1) 健全化判断比率

◆ **実質赤字比率・連結実質赤字比率**ともに**該当ありません**でした。

この2つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率）については、対象となる会計が全て黒字のため、「－（該当なし）」となっています。

◆ **実質公債費比率、将来負担比率**ともに**改善した**ものの、依然として県内45市町村の中では、**下位に位置**しています。

「実質公債費比率」とは、税収や普通交付税などの自由に使えるお金（標準財政規模）のうち、借金の返済（公債費）がどの程度あるのかを表す比率です。前年度から0.6ポイント改善したものの、県内45市町村で比較すると41位（前年度41位）となり、依然として下位に位置しています。

また、市債や退職手当など市が将来負担すべき額が標準財政規模に占める割合を表す「将来負担比率」は、14.6ポイント改善しました。県内では28位（前年度33位）と前年度に引き続き下位に位置しています。この比率が改善した主な要因は、分子である将来負担額のうち公営企業債等繰入見込額が約5億6千万円減少したこと、地方債現在高は増加したものの、償還の完了した地方債より交付税算入率の高い地方債を発行したことで交付税算入見込み額が20億円増加したことなどがあげられます。

今後もさらに健全化判断比率を好転させていくためには、歳出削減などによる基金（貯金）の増資と市債（借金）の減少を図っていく必要があります。

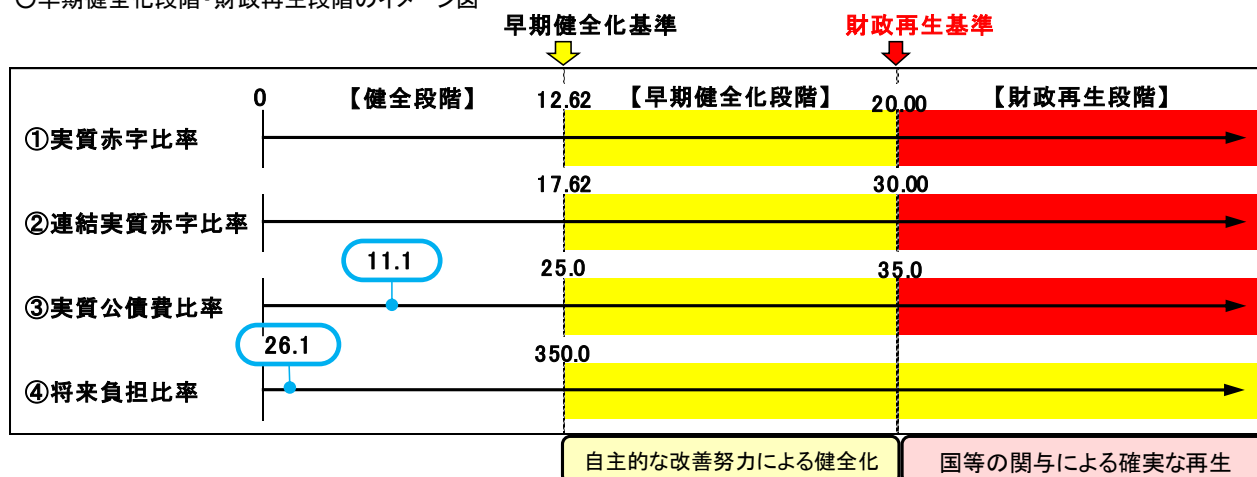
○宇城市の健全化判断比率

(単位:%)

比率名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	12.6	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	17.6	30.0
実質公債費比率	13.1	12.2	11.9	11.7	11.1	25.0	35.0
将来負担比率	66.4	58.6	41.3	40.7	26.1	350.0	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は黒字のため、「－（該当なし）」で表示しています。

○早期健全化段階・財政再生段階のイメージ図



(2) 資金不足比率

◆ いずれの会計も **資金不足はありません**でした。

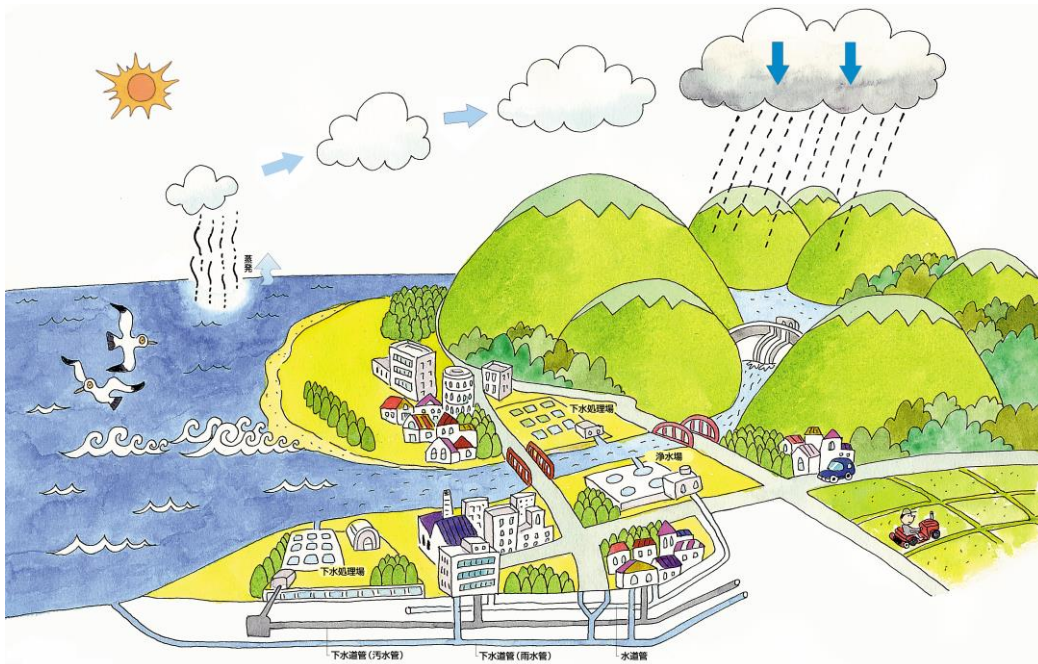
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられ、自発的な経営改善に取り組みねばなりません。

○宇城市の資金不足比率

(単位: %)

公営企業会計名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	経営健全化基準
法適用	水道事業	—	—	—	—	—	20.00
	下水道事業	—	—	—	—	—	
	市民病院事業	—	—	—	—	—	
法非適用	簡易水道事業	—	—	—	—	—	

※資金不足比率は資金不足が発生していないため、「—(該当なし)」で表示しています。



5 宇城家の家計簿<決算編>

本市の決算をより身近に感じていただけるように、平成29年度普通会計の決算を一般家庭の家計に置き換えた「**宇城家の家計簿**」を作成しました。

市の決算と一般家庭の家計では一概に比較はできませんが、参考までにご覧ください。

※市の普通会計決算額の0.02%（10,000分の2）で計算した家計簿と仮定して作成しています。

○宇城家の家計簿

（△はマイナス：減少を表します）

収入(歳入)			支出(歳出)		
区分 下段:予算科目	金額 (構成比)	対前年度 (増減割合)	区分 下段:性質	金額 (構成比)	対前年度 (増減割合)
給料	356.3万円 (44.6%)	△7.5万円 (△2.1%)	生活費※ (食費・光熱水費など) 人件費、物件費	235.1万円 (31.2%)	+52.9万円 (+29.0%)
うち固定給 市税	116.6万円 (14.6%)	+3.4万円 (+3.0%)	医療費・学費など※ 扶助費	130.9万円 (17.4%)	+2.0万円 (+1.6%)
うち変動給 地方交付税・地方譲与税 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 自動車取得税交付金 地方特例交付金など	239.7万円 (30.0%)	△10.9万円 (△4.3%)	家の増改築費 普通建設事業費	70.0万円 (9.3%)	+17.3万円 (+32.8%)
実家からの援助 国庫支出金、県支出金	249.9万円 (31.3%)	+59.8万円 (+31.5%)	ローンの返済※ 公債費	81.0万円 (10.8%)	△2.3万円 (△2.8%)
銀行からの借入 市債	113.9万円 (14.2%)	+32.3万円 (+39.6%)	子供への仕送り 繰入金	54.9万円 (7.3%)	△0.9万円 (△1.6%)
雑収入 諸収入、寄附金	17.3万円 (2.2%)	+8.2万円 (+90.1%)	税・自治会への会費 補助費等	117.3万円 (15.6%)	+15.4万円 (+15.1%)
家賃収入 分担金及び負担金・財産収入 使用料及び手数料	13.2万円 (1.7%)	+0.2万円 (+1.5%)	預貯金 積立金	15.0万円 (2.0%)	+11.3万円 (+305.4%)
前年の余り 繰越金	42.6万円 (5.3%)	+25.6万円 (+150.6%)	その他 災害復旧費 維持補修費 投資・出資・貸付金	48.4万円 (6.4%)	△1.0万円 (△2.0%)
預貯金の取り崩し 繰入金	5.7万円 (0.7%)	△32.3万円 (△85.0%)			
合計	798.9万円	+86.3万円	合計	752.6万円	+94.7万円

◆ 宇城家の収入を見てみると・・・収入の44.6%を給料で賅っています。

平成29年度の宇城家の収入を見ると、固定給と変動給を合わせた給料が全体の約45%を占め、実家からの援助と銀行からの借りによって、何とか生活が出来ている状況ということがわかります。変動給に着目してみると、地方交付税などは合併特例期間の終了などにより大きく減ると予想されているところですので、今後の収入不足が心配されます。

◆ 宇城家の支出を見てみると・・・年間の最低限必要な経費(※)は、447万円。

医療費・学費は、年々増加傾向にあり、ローンの返済は減少したものの生活費は増加し、年間の最低限必要な経費は、447万円になりましたが、収入の給料のうち固定給は117万円ほどしかないことを考えると、宇城家はとても贅沢できる状態にはないことがわかります。将来を考えると、生活状況を見直して支出を減らし、毎年の預貯金額をもっと増やす努力が必要です。

II 平成30年度上半期の補正予算の状況

1 一般会計及び特別会計の状況

◆ **一般会計は、補正を4回、専決1回**行い、特別会計は、補正を1回行いました。

9月30日現在の一般会計の予算総額は、353億2,337万5千円となっています。

○一般会計及び特別会計の補正状況

(単位:千円)

区分	当初予算	6月補正	7月専決	9月補正	9月追加補正①	9月追加補正②	現計予算(9月末)
一般会計	36,378,767	19,218	4,621	13,737	1,032	△ 1,094,000	35,323,375
特別会計	16,411,994	0	-	887,920	0	0	17,299,914
国民健康保険	8,472,724	0	-	554,437	0	0	9,027,161
後期高齢者医療	779,187	0	-	10,896	0	0	790,083
介護保険	6,850,829	-	-	281,010	0	0	7,131,839
奨学金	18,010	-	-	11,577	0	0	29,587
簡易水道事業	291,244	0	-	30,000	0	0	321,244
計	52,790,761	19,218	4,621	901,657	1,032	△ 1,094,000	52,623,289

◆ 一般会計に係る歳出予算の主な内容

○ 6月補正

(一般会計)

※ 福祉関連業務における制度改正に伴うシステム改修経費、国・県補助金による農業振興経費など、早急な予算対応が必要となったもの。

- ・ 公共土木施設災害復旧費 約 1,500 万円
- ・ 農業共済加入促進事業補助金 約 693 万円
- ・ 生活保護・福祉業務システム改修業務委託料 約 300 万円

○ 7月専決

(一般会計)

※ 平成30年7月の西日本豪雨により被災した自治体への災害支援のため、支援物資及び災害派遣の経費について緊急に対応する必要が生じたもの。また、宇城広域連合の消防本部・北消防署新庁舎整備事業において、完成予定年度での事業完了に必要な経費について緊急的に予算化が必要となり、連合予算及び関係市町の議会日程等の都合上、早急に予算措置が必要となったもの。

- ・ 災害派遣関連経費 約 197 万円
- ・ 支援物資関連経費 約 35 万円
- ・ 宇城広域連合消防費負担金 約 230 万円 など

○ 9月補正

(一般会計)

※ 前年度繰越金、普通交付税交付額及び社会資本整備総合交付金等歳入額の確定に伴うもの及び7月豪雨災害復旧等、緊急に対応する必要性が生じたもの。

- ・ 学校施設耐力度調査業務委託料 約 3,725 万円
- ・ 生産総合事業補助金 約 5,213 万円
- ・ 公共土木施設災害復旧費 約 5,000 万円
- ・ 農業用施設災害復旧費 約 2,100 万円 など

○ 9月追加補正①

(一般会計)

※ 追加議案「時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について」に伴い、提訴に必要な経費のうち早急な予算対応を必要とするもの。

- ・ 訴訟業務委託料 約 100 万円

○ 9月追加補正②

※ 学校給食センター建設事業に係る入札手続きにおいて、翌年度予算を確保した上で入札する必要が生じたため、早急な予算対応を行うもの。

- ・ 債務負担行為の補正 (追加)
- ・ 学校給食センター建築工事費 約△10億8,000万円など

2 企業会計の状況

◆ **企業会計**は、補正を1回行いました。

○企業会計の補正状況

(単位:千円)

区分		当初予算	9月補正	現計予算 (9月末)	
水道事業	収益的	収入	1,044,836	0	1,044,836
		支出	1,065,235	0	1,065,235
	資本的	収入	111,197	0	111,197
		支出	601,557	0	601,557
下水道事業	収益的	収入	1,284,524	0	1,284,524
		支出	1,500,725	0	1,500,725
	資本的	収入	676,141	0	676,141
		支出	1,139,216	0	1,139,216
市民病院事業	収益的	収入	497,503	0	497,503
		支出	509,516	603	510,119
	資本的	収入	892	4,374	5,266
		支出	7,104	5,271	12,375

○9月補正

(市民病院事業) 医療機器購入費 約 443 万円 など

Ⅲ 平成 30 年度上半期の予算執行の状況

1 一般会計の状況

(1) 歳入

◆ 平成 30 年度上半期の歳入予算に対する収入率は、39.4%です。

平成 30 年 9 月 30 日現在で、予算総額 353 億 2,338 万円に対し、収入済額 139 億 1,293 万円となっており、収入率は 39.4%となっています。

今年度は熊本地震からの復旧・復興事業の財源として、国庫支出金や県支出金、市債などの予算が増大しており、これらの収入は事業完了後の年度末となることが多いため昨年度同様に比較的低い収入率となっています。

前年度の上半期の収入率は 36.0%となっており、今年度は 3.4 ポイント上回っています。

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)		9月30日現在 収入済額(B)		差引額 (A) - (B)	収入率 (B) / (A)
	金額	構成比	金額	構成比		
1 市 税	5,691,220	16.1	3,054,467	22.0	2,636,753	53.7
2 地 方 譲 与 税	264,732	0.8	80,979	0.6	183,753	30.6
3 利 子 割 交 付 金	2,635	0.0	3,769	0.0	△ 1,134	143.0
4 配 当 割 交 付 金	15,422	0.0	7,403	0.1	8,019	48.0
5 株式等譲渡所得割交付金	12,871	0.0	0	0.0	12,871	0.0
6 地方消費税交付金	944,205	2.7	623,385	4.5	320,820	66.0
7 ゴルフ場利用税交付金	30,470	0.1	16,803	0.1	13,667	55.1
8 自動車取得税交付金	57,228	0.2	21,589	0.2	35,639	37.7
9 地方特例交付金	34,321	0.1	34,321	0.2	0	100.0
10 地方交付税	9,384,022	26.6	6,796,618	48.9	2,587,404	72.4
11 交通安全対策特別交付金	7,100	0.0	3,746	0.0	3,354	52.8
12 分担金及び負担金	271,819	0.8	111,569	0.8	160,250	41.0
13 使用料及び手数料	322,894	0.9	149,045	1.1	173,849	46.2
14 国 庫 支 出 金	5,184,728	14.7	1,758,280	12.6	3,426,448	33.9
15 県 支 出 金	3,004,365	8.5	271,250	1.9	2,733,115	9.0
16 財 産 収 入	49,314	0.1	17,654	0.1	31,660	35.8
17 寄 附 金	415,002	1.2	48,498	0.3	366,504	11.7
18 繰 入 金	825,924	2.3	0	0.0	825,924	0.0
19 繰 越 金	856,723	2.4	856,723	6.2	0	100.0
20 諸 収 入	314,180	0.9	56,827	0.4	257,353	18.1
21 市 債	7,634,200	21.6	0	0.0	7,634,200	0.0
合 計	35,323,375	100.0	13,912,926	100.0	21,410,449	39.4

※上記の金額には、繰越明許費など前年度からの繰越予算は含まれていません。

(2) 歳出

◆ 平成30年度上半期の歳出予算の執行率は、30.8%です。

平成30年9月30日現在で、予算総額353億2,338万円に対し、支出済額108億7,325万円となっており、執行率は、30.8%となっています。前年度の上半期の執行率は31.6%となっており、今年度は0.8ポイント下回っています。

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)		9月30日現在 支出済額(B)		予算残額 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
	金 額	構成比	金 額	構成比		
1 議 会 費	209,705	0.6	103,362	1.0	106,343	49.3
2 総 務 費	3,966,846	11.2	1,350,549	12.4	2,616,297	34.0
3 民 生 費	10,817,264	30.6	3,912,873	36.0	6,904,391	36.2
4 衛 生 費	2,018,537	5.7	785,470	7.2	1,233,067	38.9
5 農 林 水 産 業 費	1,301,125	3.7	496,481	4.6	804,644	38.2
6 商 工 費	405,409	1.2	114,160	1.1	291,249	28.2
7 土 木 費	4,365,438	12.4	866,628	8.0	3,498,810	19.9
8 消 防 費	2,663,486	7.5	481,958	4.4	2,181,528	18.1
9 教 育 費	5,297,555	15.0	895,362	8.2	4,402,193	16.9
10 災 害 復 旧 費	317,477	0.9	15,405	0.1	302,072	4.9
11 公 債 費	3,936,196	11.1	1,850,998	17.0	2,085,198	47.0
12 予 備 費	24,337	0.1	0	0.0	24,337	0.0
合 計	35,323,375	100.0	10,873,246	100.0	24,450,129	30.8

※上記の金額には、繰越明許費など前年度からの繰越予算は含まれていません。

(3) 歳出(繰越明許費・通次繰越・事故繰越)

◆ 前年度予算を次年度へ繰越した歳出予算は、87億6,575万円です。

平成30年度予算を本年度に繰越して使う予算は87億6,575万円となっています。

このうち熊本地震を含む災害関連事業費が総額で63億9,723万円あり、その内訳としては、災害公営住宅建設事業費53億6,580万円、被災農業者向け経営体育成事業補助金4億4,523万円、防災コミュニティ施設整備事業費3億1,500万円などがあります。災害関連事業費以外には、戸馳大橋架替事業費5億8,729万円などがあります。全体の執行率としては16.9%と低い状況となっています。

○歳出 繰越予算総額(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)		9月30日現在 支出済額(B)		予算残額 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
	金 額	構成比	金 額	構成比		
2 総 務 費	252,702	2.9	118,224	7.9	134,478	46.8
3 民 生 費	29,600	0.3	25,184	1.7	4,416	85.1
5 農 林 水 産 業 費	558,036	6.4	244,501	16.5	313,535	43.8
6 商 工 費	32,000	0.4	16,205	1.1	15,795	50.6
7 土 木 費	6,970,951	79.5	667,232	45.0	6,303,719	9.6
8 消 防 費	325,800	3.7	93,237	6.3	232,563	28.6
9 教 育 費	465,350	5.3	216,272	14.6	249,078	46.5
10 災 害 復 旧 費	131,306	1.5	102,063	6.9	29,243	77.7
合 計	8,765,745	100.0	1,482,918	100.0	7,282,827	16.9

※繰越明許費・通次繰越・事故繰越の総額です。

2 特別会計等の状況

(1) 特別会計

○特別会計の歳入状況

(単位:千円、%)

会計区分	予算現額 (A)	9月30日現在 収入済額(B)	差引額 (A) - (B)	収入率 (B) / (A)
1 国民健康保険	9,027,161	4,006,748	5,020,413	44.4
2 後期高齢者医療	790,083	226,960	563,123	28.7
3 介護保険	7,131,839	3,230,948	3,900,891	45.3
4 奨学金	29,587	31,677	△ 2,090	107.1
5 簡易水道事業	321,244	119,172	202,072	37.1
歳入合計	17,299,914	7,615,505	9,684,409	44.0

○特別会計の歳出状況

(単位:千円、%)

会計区分	予算現額 (A)	9月30日現在 支出済額(B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
1 国民健康保険	9,027,161	3,289,081	5,738,080	36.4
2 後期高齢者医療	790,083	167,696	622,387	21.2
3 介護保険	7,131,839	2,666,300	4,465,539	37.4
4 奨学金	29,587	4,606	24,981	15.6
5 簡易水道事業	321,244	79,194	242,050	24.7
歳出合計	17,299,914	6,206,877	11,093,037	35.9

(2) 企業会計

○企業会計の歳入状況

(単位:千円、%)

会計区分等	予算現額 (A)	9月30日現在 収入済額(B)	差引額 (A) - (B)	収入率 (B) / (A)	
1 水道事業	収益的収入	1,044,836	569,872	474,964	54.5
	資本的収入	111,197	8,044	103,153	7.2
2 下水道事業	収益的収入	1,284,524	625,421	659,103	48.7
	資本的収入	676,141	18,189	657,952	2.7
3 市民病院事業	収益的収入	497,503	162,082	335,421	32.6
	資本的収入	5,266	0	5,266	0.0

○企業会計の歳出状況

(単位:千円、%)

会計区分等	予算現額 (A)	9月30日現在 支出済額(B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)	
1 水道事業	収益的支出	1,065,235	292,602	772,633	27.5
	資本的支出	601,557	222,343	379,214	37.0
2 下水道事業	収益的支出	1,500,725	274,975	1,225,750	18.3
	資本的支出	1,139,216	269,237	869,979	23.6
3 市民病院事業	収益的支出	510,119	188,527	321,592	37.0
	資本的支出	12,375	1,392	10,983	11.2

IV 市民の税負担の状況

○平成30年度(現年課税分)

(平成30年9月30日現在)

区 分	課税調定額 (千円)	市民一人当たり (円)	一世帯当たり (円)	備 考
市民税(個人)	2,075,921	34,874	86,152	H30.9.30 住基台帳 人口 59,526 人 世帯 24,096 世帯
固定資産税	2,799,499	47,030	116,181	
軽自動車税	207,525	3,486	8,612	
市たばこ税	207,741	3,490	8,621	
合 計	5,290,686	88,880	219,566	

(注)市民一人当たりの欄と一世帯当たりの欄の金額は、税目ごとの現年課税分の調定額を人口及び世帯数で、除した結果を表示しています。固定資産税及び軽自動車税の課税調定額には法人の課税分も含まれています。

《参考資料》

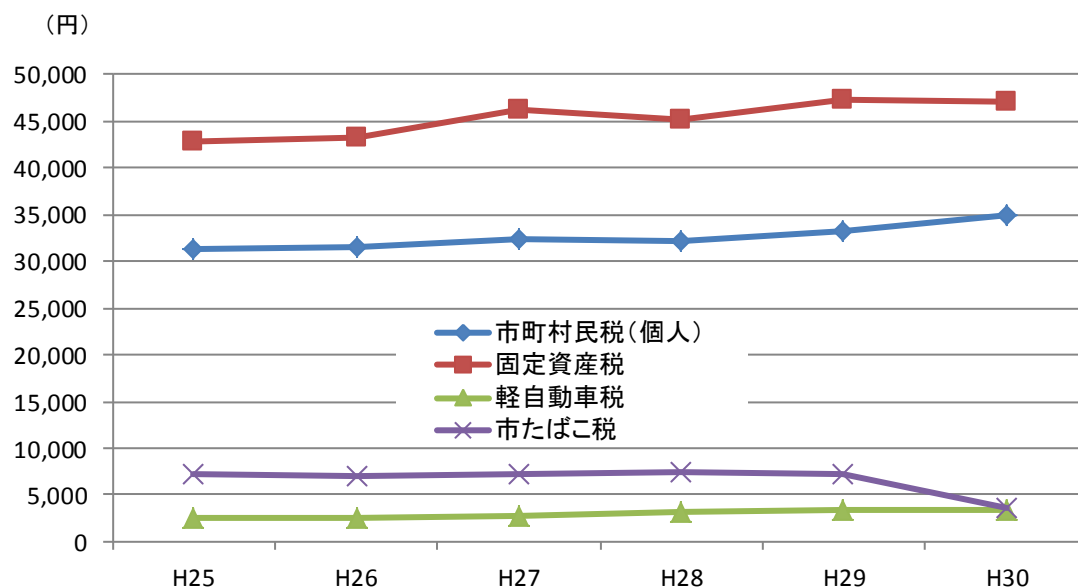
※平成29年度決算数値

(平成30年3月31日現在)

区 分	課税調定額 (千円)	市民一人当たり (円)	一世帯当たり (円)	備 考
市民税(個人)	1,990,041	33,318	83,297	H30.1.1 住基台帳 人口 59,729 人 世帯 23,891 世帯
固定資産税	2,826,353	47,320	118,302	
軽自動車税	202,626	3,392	8,481	
市たばこ税	427,337	7,154	17,887	
合 計	5,446,357	91,184	227,967	

◆ 市民一人当たりの税負担の推移

平成28年度は熊本地震による減免措置等により市民税及び固定資産税ともに減少しているものの、近年は社会情勢などの影響で全体として微増の傾向にあります。平成30年度の固定資産税においては、熊本地震による減免や評価替えの影響により微減となっています。



- ・ H25～H29年度の値は、課税調定額を「1月1日人口」等※で除した値となります。
- ・ H30年度の市たばこ税は、毎月の課税調定の処理となるため6か月分の課税調定額となっています。

V 市債及び一時借入金の状況

1 市債の状況

市債は、生活基盤となる道路や学校、上下水道などの資産を整備する際に財源として市が借り入れる長期の借金です。市債には、将来的にその資産を使用する市民にも返済を負担してもらい、世代間の公平を図るという役割もあります。

◆ **臨時財政対策債**が一般会計の**市債残高の36.6%**を占めています。

上半期の状況は、平成30年度元金償還予定の約半分を返済したところですが、下半期は、起債事業の事業完了による新たな借入を年度末または出納閉鎖期間の4月から5月に予定しています。

一般会計の平成30年9月末現在高を見てみると、普通交付税の振替債である臨時財政対策債が36.6%を占め、次いで道路整備などにかかる土木債が15.8%となっています。

返済は、世代間公平負担の考え方などから長期間にわたって行うこととなりますので、将来の財政負担が大きくなるよう慎重に事業を選択し、計画的な市債の借入を行っています。

○目的別市債現在高

(単位:千円、%)

区 分	平成29年度末 現在高(A)	平成30年度上半期		平成30年9月末 現在高 (A)+(B)-(C)	構成比	
		借入額(B)	償還元金(C)			
一 般 会 計	1 普通債	20,360,516	0	1,358,539	19,001,977	59.3
	総務債	1,496,885	0	391,232	1,105,653	3.4
	民生債	53,852	0	5,785	48,067	0.2
	衛生債	6,183,775	0	94,378	6,089,397	19.0
	農林水産債	1,942,712	0	164,102	1,778,610	5.5
	商工債	57,236	0	9,694	47,542	0.2
	土木債	5,460,999	0	388,030	5,072,969	15.8
	消防債	227,180	0	37,488	189,692	0.6
	教育債	4,937,877	0	267,830	4,670,047	14.6
	2 災害復旧債	1,183,225	0	18,723	1,164,502	3.6
	単独災害	601,743	0	1,730	600,013	1.9
	補助災害	581,482	0	16,993	564,489	1.8
	3 その他	12,351,670	0	456,233	11,895,437	37.1
	減税補てん債	174,576	0	24,082	150,494	0.5
臨時財政対策債	12,175,035	0	431,897	11,743,138	36.6	
その他	2,059	0	254	1,805	0.0	
小 計	33,895,411	0	1,833,495	32,061,916	100.0	
特 別 会 計 等	簡易水道事業	958,322	0	44,073	914,249	6.8
	下水道事業	9,258,077	0	284,491	8,973,586	67.2
	水道事業	3,632,958	0	201,949	3,431,009	25.7
	市民病院事業	40,528	0	888	39,640	0.3
	小 計	13,889,885	0	531,401	13,358,484	100.0
合 計	47,785,296	0	2,364,896	45,420,400		

◆ 市債の借入先は、**政府資金が61.1%**を占めています。

資金の借入先別に市債残高を見てみると、財政融資資金が57.1%と最も多く、次いで、地方公共団体金融機構が31.1%、市中銀行が4.7%となっています。

○借入先別市債現在高

(単位:千円、%)

区 分	平成29年度末 現在高(A)	平成30年度上半期		平成30年9月末 現在高 (A)+(B)-(C)	構成比
		借入額(B)	償還元金(C)		
1 政 府 資 金	28,744,941	0	992,449	27,752,492	61.1
財政融資資金	26,808,902	0	877,877	25,931,025	57.1
旧郵便貯金資金	429,793	0	29,657	400,136	0.9
旧簡保資金	1,506,246	0	84,915	1,421,331	3.1
2 地方公共団体金融機構	14,816,631	0	711,701	14,104,930	31.1
3 市 中 銀 行	2,609,984	0	471,541	2,138,443	4.7
4 その他の金融機関	1,599,560	0	187,725	1,411,835	3.1
5 共 済 組 合 等	2,980	0	1,480	1,500	0.0
6 そ の 他	11,200	0	0	11,200	0.0
合 計	47,785,296	0	2,364,896	45,420,400	100.0

2 一時借入金の状況

- ◆ **一時借入金とは**・・・歳計現金(お金を支払う現金)に不足を生じた場合の**資金繰り**のために、その現金不足の期間を金融機関などから**一時的に**借り入れる**借金**のことです。

一時借入金の最高額(限度額)は、その年度の予算によって定めることとなっています。

平成29年度末の借入残高については、翌月の平成30年4月に全額償還しています。全ての会計において平成30年度の新たな一時借入はありません。

○一時借入金の状況

(単位:百万円)

区 分	最高額 (限度額) ※1	平成29年度	H30年4月末 残高(参考)	平成30年度		H30年9月末 残高	
		年度末残高 (H30.3.31)		H30年4月以降の累計			
				借入額	償還額		
一 般 会 計	4,000	2,500	0	0	0	0	
特 別 会 計	国民健康保険	1,000	1,000	0	0	0	0
	介 護 保 険	100	0	0	0	0	0
	簡易水道事業	50	0	0	0	0	0
公 営 企 業	水 道 事 業	200	0	0	0	0	0
	下 水 道 事 業	1,200	0	0	0	0	0
	市民病院事業	50	0	0	0	0	0

※1 : 一時借入における最高額(限度額)とは、借入現在高の上限額であり、年度中の数回にわたる借入額の累計ではありません。

VI 市有財産の状況

平成30年9月30日現在の市有財産の状況は下記のとおりです。

1 土地及び建物

○土地

(単位:㎡)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考	
本 庁 舎	57,478.00	57,478.00	-		
その他の 行政施設	消 防 施 設	14,854.51	15,095.65	241.14	「宅地」より区分変更 +241.14㎡
	その他の施設	87,904.83	87,904.83	-	
公 共 用 財 産	学 校	571,865.36	571,865.36	-	
	公 営 住 宅	241,343.06	246,415.68	5,072.62	災害公営住宅用地購入 +5,072.62㎡
	公 園	681,633.35	681,633.35	-	
	その他の施設	457,062.93	457,062.93	-	
山 林	806,165.10	806,165.10	-		
田	-	-	-		
畑	3,282.67	3,282.67	-		
宅 地	57,491.61	57,250.47	△ 241.14	ポンプ格納庫用地として区分変更 △241.14㎡	
雑 種 地	19,127.02	19,127.02	-		
そ の 他	112,613.00	112,613.00	-		
合 計	3,110,821.44	3,115,894.06	5,072.62		

○建物

(単位:㎡)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考	
本 庁 舎	10,289.10	10,289.10	-		
その他の 行政施設	消 防 施 設	-	29.70	29.70	下安見地区ポンプ格納庫取得 +29.70㎡
	その他の施設	23,564.27	23,564.27	-	
公 共 用 財 産	学 校	105,625.96	105,348.96	△ 277.00	松橋中プール付属室及びポンプ小屋解体 △79㎡ 豊川小プール付属室及びポンプ小屋解体 △78㎡ 小野部田小プール付属棟解体 △54㎡ 松橋小用務員住宅解体 △66㎡
	公 営 住 宅	55,023.29	55,601.85	578.56	災害公営住宅取得 +578.56㎡
	公 園	1,814.14	1,814.14	-	
	その他の施設	77,119.54	76,444.54	△ 675.00	豊野福祉センター解体 △675.00㎡
田	-	-	-		
畑	-	-	-		
宅 地	-	-	-		
雑 種 地	-	-	-		
そ の 他	4,264.94	4,264.94	-		
合 計	277,701.24	277,357.50	△ 343.74		

2 動産

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考
船 舶	1隻	1隻	-	
	総トン数5トン未満	総トン数5トン未満	-	

3 有価証券

(単位:千円)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考
株 券	10,605	10,605	-	

4 出資による権利

(単位:千円)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考
出資による権利	4,598,979	4,598,979	-	【主な出資先】 ・上天草・宇城水道用水供給事業建設費出資金 ・宇城ふるさと市町村圏基金出資金

5 債権

(単位:千円)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考
住宅新築資金貸付金	1,403	701	△ 702	
奨 学 金 貸 付 金	109,303	90,453	△ 18,850	
N P O 法 人 貸 付 金	16,100	13,800	△ 2,300	
下水道受益者負担金	5,494	6,664	1,170	
災害援護資金貸付金	11,200	11,200	-	
合 計	143,500	122,818	△ 20,682	

※1: 奨学金貸付金において、平成30年3月31日現在(平成30年5月公表)に訂正がありましたので、数値を訂正しています。
【訂正前: 131,235 → 訂正後: 109,303】

6 基金

(単位:千円)

区 分	平成30年3月31日現在	平成30年9月30日現在	増 減	備 考	
普通会計	財 政 調 整 基 金	7,657,306	8,523,201	865,895	
	減 債 基 金	890,727	891,618	891	
	ふるさと水と土保全基金	45,432	45,724	292	
	社会福祉振興基金	290,108	291,622	1,514	
	アグリパーク豊野整備基金	3,983	3,250	△ 733	
	農林水産物直売交流施設整備基金	53,120	44,625	△ 8,495	
	奨 学 基 金	32,851	32,856	5	
	地 域 振 興 基 金	3,605,719	3,765,056	159,337	
	平成28年熊本地震復興基金	539,503	539,503	-	
	小 計	13,118,749	14,137,455	1,018,706	
特別会計	国民健康保険財政調整基金	138,170	138,170	-	
	介護給付費準備基金	234,902	357,714	122,812	
	小 計	373,072	495,884	122,812	
合 計	13,491,821	14,633,339	1,141,518		

Ⅶ 資料編（平成29年度決算に基づく県内市町村の財政指標：速報値）

1 財政力指数、経常収支比率及び健全化判断比率

地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成19年度決算から算定及び公表が義務付けられた「健全化判断比率」は、前年度と同様に4指標ともに早期健全化基準を下回りました。

平成20年度以降の各比率は改善傾向にありますが、他団体と比較してみると実質公債費比率は県内41位、将来負担比率は28位とまだまだ県内で下位に位置しています。

団体名	財政力指数		経常収支比率		健全化判断比率（％）※暫定値					
	順位	（％）	順位	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率		
						順位	（％）	順位	（％）	
1 熊本市	0.72	2	92.2	30	- (11.25)	- (16.25)	8.8	27	127.8	44
2 八代市	0.49	10	92.0	27	- (11.67)	- (16.67)	10.5	39	86.3	41
3 人吉市	0.43	13	100.8	45	- (13.52)	- (18.52)	6.5	16	39.5	35
4 荒尾市	0.47	11	89.7	18	- (13.09)	- (18.09)	9.3	35	-	1
5 水俣市	0.37	20	97.9	44	- (13.73)	- (18.73)	12.4	45	38.4	34
6 玉名市	0.44	12	91.0	23	- (12.60)	- (17.60)	8.2	24	8.4	25
7 山鹿市	0.33	22	96.9	41	- (12.63)	- (17.63)	9.0	30	-	1
8 菊池市	0.43	13	93.5	34	- (12.80)	- (17.80)	8.5	26	-	1
9 宇土市	0.51	8	97.0	42	- (13.64)	- (18.64)	9.4	37	29.5	30
10 上天草市	0.25	29	95.3	40	- (13.24)	- (18.24)	11.5	43	-	1
11 宇城市	0.39	16	94.7	38	- (12.62)	- (17.62)	11.1	41	26.1	28
12 阿蘇市	0.35	21	91.1	24	- (13.46)	- (18.46)	7.5	19	82.4	40
13 天草市	0.27	28	92.1	29	- (11.71)	- (16.71)	8.8	27	24.4	27
14 合志市	0.66	5	97.6	43	- (13.03)	- (18.03)	3.3	3	-	1
市平均	0.44		94.4				8.9		46.3	
15 美里町	0.24	30	90.0	19	- (15.00)	- (20.00)	5.7	8	0.4	24
16 玉東町	0.29	25	92.9	31	- (15.00)	- (20.00)	5.0	6	-	1
17 南関町	0.38	18	93.3	33	- (15.00)	- (20.00)	8.0	22	-	1
18 長洲町	0.54	7	94.9	39	- (15.00)	- (20.00)	10.7	40	73.0	39
19 和水町	0.23	31	87.9	11	- (15.00)	- (20.00)	7.9	21	-	1
20 大津町	0.72	2	87.0	7	- (13.90)	- (18.90)	11.3	42	-	1
21 菊陽町	0.93	1	83.9	4	- (13.65)	- (18.65)	8.4	25	-	1
22 南小国町	0.21	36	89.2	17	- (15.00)	- (20.00)	5.8	10	34.3	31
23 小国町	0.22	35	87.1	8	- (15.00)	- (20.00)	10.4	38	36.7	33
24 産山村	0.14	42	81.3	2	- (15.00)	- (20.00)	9.1	32	-	1
25 高森町	0.23	31	87.2	9	- (15.00)	- (20.00)	6.2	13	-	1
26 西原村	0.42	15	85.5	5	- (15.00)	- (20.00)	3.2	2	-	1
27 南阿蘇村	0.28	27	94.1	37	- (15.00)	- (20.00)	6.6	17	-	1
28 御船町	0.38	18	92.0	27	- (15.00)	- (20.00)	6.0	12	106.0	43
29 嘉島町	0.67	4	88.4	14	- (15.00)	- (20.00)	6.4	15	60.7	38
30 益城町	0.56	6	93.5	34	- (14.01)	- (19.01)	8.0	22	-	1
31 甲佐町	0.30	24	88.1	12	- (15.00)	- (20.00)	5.3	7	53.6	37
32 山都町	0.20	38	88.8	15	- (13.91)	- (18.91)	5.9	11	35.7	32
33 氷川町	0.29	25	91.4	25	- (15.00)	- (20.00)	5.7	8	27.1	29
34 芦北町	0.32	23	93.0	32	- (14.34)	- (19.34)	4.4	5	-	1
35 津奈木町	0.21	36	85.6	6	- (15.00)	- (20.00)	1.5	1	-	1
36 錦町	0.39	16	88.8	15	- (15.00)	- (20.00)	9.1	32	91.4	42
37 多良木町	0.23	31	88.2	13	- (15.00)	- (20.00)	9.3	35	53.5	36
38 湯前町	0.16	41	94.0	36	- (15.00)	- (20.00)	3.7	4	-	1
39 水上村	0.14	42	82.4	3	- (15.00)	- (20.00)	6.8	18	-	1
40 相良村	0.18	40	90.3	21	- (15.00)	- (20.00)	9.0	30	19.2	26
41 五木村	0.19	39	91.9	26	- (15.00)	- (20.00)	7.6	20	-	1
42 山江村	0.14	42	90.0	19	- (15.00)	- (20.00)	9.2	34	-	1
43 球磨村	0.13	45	80.6	1	- (15.00)	- (20.00)	6.2	13	-	1
44 あさぎり町	0.23	31	87.7	10	- (14.26)	- (19.26)	8.8	27	-	1
45 苓北町	0.51	8	90.8	22	- (15.00)	- (20.00)	12.0	44	128.3	45
町村平均	0.32		89.0				7.2		40.0	
市町村平均	0.36		90.7				7.7		42.2	

※平均(市平均、町村平均、市町村平均)は単純平均。 ※財政力指数は平成27年度～平成29年度の3年平均。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の()内は、早期健全化基準を記載。また、実質公債費比率は一律25%、将来負担比率は一律350%。

2 基金及び地方債残高

平成29年度末の基金残高は約132億6,700万円となり、残高だけで見ると県内で4番目に多いこととなりますが、住民一人当たりでは、約22万2千円、県内25位（前年度26位）となり、人口規模からすると県内で中位に位置しています。

また、地方債残高は、約338億9,500万円で県内41位ですが、住民一人当たりでは、約56万7千円、県内14位（前年度15位）と県内で中位に位置しています。

団体名	地方債残高		住民一人当たりの地方債残高		基金残高		住民一人当たりの基金残高		人口(人) (H30.1.1現在)
	(百万円)	順位	(千円)	順位	(百万円)	順位	(千円)	順位	
1 熊本市	432,065	45	588	17	18,799	1	26	45	734,317
2 八代市	64,894	44	503	11	7,628	9	59	42	129,029
3 人吉市	14,053	28	424	6	1,810	35	55	43	33,148
4 荒尾市	15,100	30	283	1	6,706	12	126	36	53,432
5 水俣市	14,859	29	592	18	4,076	19	162	30	25,102
6 玉名市	33,742	40	502	10	11,401	6	170	27	67,261
7 山鹿市	32,823	39	619	22	14,074	3	265	20	53,026
8 菊池市	35,346	42	715	30	12,829	5	260	22	49,411
9 宇土市	19,728	37	527	12	5,400	15	144	31	37,403
10 上天草市	16,769	34	601	20	7,929	8	284	16	27,924
11 宇城市	33,895	41	567	14	13,267	4	222	25	59,729
12 阿蘇市	19,448	36	726	32	2,981	23	111	38	26,773
13 天草市	50,690	43	614	21	17,581	2	213	26	82,560
14 合志市	18,980	35	308	2	6,804	11	111	38	61,555
市平均	57,314		541		9,378		158		
15 美里町	7,516	21	725	31	2,876	24	278	18	10,360
16 玉東町	2,252	3	423	5	1,412	39	265	20	5,321
17 南関町	6,697	17	671	25	3,036	22	304	14	9,986
18 長洲町	5,730	14	354	3	548	45	34	44	16,186
19 和水町	7,259	20	703	29	7,387	10	715	3	10,327
20 大津町	15,985	32	465	8	4,457	18	130	33	34,388
21 菊陽町	16,361	33	396	4	5,110	16	124	37	41,320
22 南小国町	3,226	7	782	36	1,256	40	304	14	4,126
23 小国町	5,496	13	755	33	1,032	42	142	32	7,279
24 産山村	2,165	1	1,422	42	947	44	622	5	1,523
25 高森町	4,586	11	700	28	2,680	27	409	11	6,547
26 西原村	6,131	16	908	39	2,476	28	367	13	6,755
27 南阿蘇村	15,567	31	1,435	43	5,459	14	503	8	10,846
28 御船町	13,026	27	758	34	1,515	38	88	41	17,183
29 嘉島町	7,011	19	760	35	2,102	30	228	24	9,225
30 益城町	22,209	38	672	26	5,582	13	169	29	33,054
31 甲佐町	9,535	24	880	37	1,157	41	107	40	10,839
32 山都町	8,801	23	570	15	2,006	31	130	33	15,442
33 氷川町	6,998	18	578	16	2,844	25	235	23	12,114
34 芦北町	9,816	25	552	13	4,865	17	273	19	17,789
35 津奈木町	2,235	2	476	9	3,192	21	680	4	4,692
36 錦町	5,008	12	460	7	1,847	34	170	27	10,882
37 多良木町	5,817	15	595	19	2,749	26	281	17	9,775
38 湯前町	2,527	4	627	23	1,976	32	490	9	4,030
39 水上村	3,628	10	1,607	44	3,303	20	1,463	2	2,258
40 相良村	3,073	6	675	27	1,729	36	380	12	4,554
41 五木村	2,582	5	2,279	45	2,324	29	2,051	1	1,133
42 山江村	3,370	8	951	40	1,910	33	539	7	3,542
43 球磨村	3,475	9	905	38	1,648	37	429	10	3,839
44 あさぎり町	10,290	26	652	24	9,130	7	578	6	15,787
45 苓北町	7,798	22	1,052	41	956	43	129	35	7,412
町村平均	7,296		800		2,887		407		
市町村平均	22,857		719		4,907		329		

※平均(市平均、町村平均、市町村平均)は単純平均。

※本頁の地方債残高は、平成29年度普通会計決算統計に基づいた数値のため、一般会計の地方債残高とは突合しません。

Ⅷ 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、消費税法第1条第2項に規定する経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度当初予算における地方消費税交付金の増収分については、下記の社会保障関係経費の一部として広く充てることとしています。

（歳入）

◆引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4億13万円

（歳出）

◆社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 56億3,498万円

○一般会計

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県支出金	その他		
社会福祉	生活保護事業	生活扶助、医療扶助、住宅扶助など	855,521	644,552	2	210,967
	高齢者福祉事業	老人ホーム入所措置負担金、老人クラブ連合会補助金など	208,037	4,251	46,320	157,466
	母子福祉事業	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費など	312,229	111,153	2	201,074
	障害者福祉事業	自立支援給付費、重度心身医療費助成など	2,115,899	1,531,702	4,234	579,963
	児童福祉事業	保育所運営、児童手当、私立幼稚園就園奨励補助など	3,898,185	2,197,327	252,135	1,448,723
	その他の福祉事業	社会福祉協議会補助、民生委員協議会補助金、公債費など	94,989	958	107	93,924
	小計		7,484,860	4,489,943	302,800	2,692,117
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険会計繰出金	556,129	307,986	0	248,143
	後期高齢者医療事業	熊本県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金など	1,120,966	179,820	0	941,146
	介護保険事業	介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金など	851,995	9,375	0	842,620
	その他の保険事業	共済組合負担金に係る基礎年金拠出金及び育児休業手当負担金	95,929	0	0	95,929
	小計		2,625,019	497,181	0	2,127,838
保健衛生	健康増進事業	個別・集団健診業務委託、がん検診推進業務委託	275,579	3,102	836	271,641
	病院事業	病院事業会計補助金・負担金	104,596	0	0	104,596
	母子保健事業	こども医療費助成、妊婦乳幼児健診業務委託など	177,173	25,329	1,275	150,569
	疾病予防事業	予防接種業務委託、個別予防接種補助金など	177,725	2,639	0	175,086
	その他の保健事業	公的病院等運営助成金、地域健康づくり事業補助など	113,268	0	138	113,130
	小計		848,341	31,070	2,249	815,022
合計			10,958,220	5,018,194	305,049	5,634,977

※ 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 ※ 増収分は、上記の社会保障関係経費の一般財源の一部として広く充てることとしています。

Ⅸ 財政用語の解説

○ 一般会計

教育や福祉、公共施設の整備など市民の皆様に身近なものに使われる経費を計上したもので市の会計の中心をなすものです。主な財源は、市税や地方交付税によって賄われています。

○ 特別会計

国民健康保険や介護保険のように、運営にかかる経費を原則として加入者などが払う国民健康保険税や介護保険料などで賄われる事業を一般会計と分けて経理する会計です。

○ 企業会計

民間企業のようにその事業で収益をあげて、かかる経費を賄っている企業会計方式の会計です。

○ 普通会計

地域の特性や施策の違いなどにより会計区分が異なる自治体の財政状況を全国の自治体が同じ基準で比較できるよう国がルール化した会計のことで、本市には一般会計と奨学金特別会計があります。

○ 一般財源と特定財源

一般財源とは使途が特定されていないもので、特定財源とは使途が特定されているものです。

- ・一般財源：市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等
- ・特定財源：国庫支出金、県支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金等

○ 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体自ら、その権能を行使して調達することのできる財源のことで、市税、負担金、分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、繰入金、諸収入をいいます。

また、依存財源とは、収入の源泉を国・県に依存し、かつ、その額と内容が国・県の定める具体的な基準ないし意志決定にかかっている財源のことで、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債等をいいます。

○ 臨時財政対策債

国から地方に配分される地方交付税の不足分の一部を地方自治体が借金してまかなっておく市債のことで、返済する年度の地方交付税額を計算するときに返済金額の100%を上乗せされます。

他の市債と違い、自由に使える地方交付税の代わりとしての借金ですので、建物の建設など使途が特定されないという特徴があります。

○ 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が高い経費のことで、職員給等の人件費、社会保障費・生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金等の公債費からなっています。

○ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。

○ 財政力指数

(基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額) の過去3年間の平均値。この値が大きいほど財政力が強いということになり、単年度で「1」を超えると普通交付税の不交付団体となります。

○ 基準財政収入額

標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等の額です。普通交付税の算定の基礎となります。

○ 基準財政需要額

地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額のことです。普通交付税の算定の基礎となります。

○ 標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税額＋交通安全対策特別交付金額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められます。簡単に言うと、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを示す指標です。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出する経費(経常的経費)に、市税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標です。この比率が低ければ低いほど、投資的経費等の臨時的経費に充当できる経常一般財源等が多く、財政構造が弾力性に富んでいるということになります。

○ 実質赤字比率

一般会計における実質赤字の標準財政規模に占める割合です。これが生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。

○ 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計(国民健康保険、簡易水道事業等)、企業会計(水道事業等)における実質赤字が標準財政規模に占める割合です。これが、生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。

○ 実質公債費比率

一般会計が負担する実質的な公債費相当額(元利償還金、公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの等)の標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値です。

これが18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。

○ 将来負担比率

一般会計が将来的に負担すべき実質的な債務(市債等)の標準財政規模に占める割合です。

この割合が高くなるとこれらの債務が将来的に財政を圧迫する可能性があり、その解消に努める必要があります。350%を超えると早期健全化団体となります。

一般的に、基金(預貯金)残高が少なく、市債(借金)残高が多いと比率が高くなります。

